

ちょっとためになる申告の情報をお届けします♪

「リリース通信・記帳の教室」

減価償却資産について



皆様こんにちは。今回は減価償却資産について確認していききたいと思います。

皆様も耳にしたことがあるかもしれませんが、減価償却資産とは、事業の用に供する建物、建物附属設備、機械装置、器具備品、車両運搬具等の資産で、時の経過（使用）によりその価値が減少していく資産をいいます。基本的に、減価償却資産といわれるものは購入時に一括して経費とすることが出来ません。（使用する期間にわたって費用処理することで正しい損益を計算するために、基本的に一括して経費で処理できないことになっています。）

セブテムメンバーズの皆様に関係するものとして、『器具備品』『車両運搬具』を中心に確認していきます。器具備品は『事業で使用するパソコン、サロンで使用する応接セット、エアコン、美容機器等』を購入した場合に使用します。車両運搬具は『事業で使用する自動車、自転車、バイク等』を購入した場合に使用します。

減価償却資産を購入した場合は原則、何年かにわたって経費となっていきますが、例外があります。①使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満のものは、その取得に要した金額の全額を業務の用に供した年分の必要経費として処理出来たり、②令和2年3月31日までに取得した取得価額10万以上30万未満の減価償却資産は、年間の合計が300万円に達するまで一括して経費で処理することが出来ます。（②の内容に関しては青色申告をしている個人事業主及び中小企業者等のみになります。）

上記の内容は、1台（1組）あたりの金額で判定するため、購入したものの明細の確認が必要になります。また、お支払いした諸費用の中にも一括して経費で処理できるものがありますので、それらを確認するために請求書（明細の記載があるもの）が必要になってきます。そのため請求書（明細）をしっかりと保管しておき弊社へお送りくださいますようお願いいたします。

次号では、30万円以上の減価償却資産は、どのような計算で経費として処理されていくのかを確認していきます。

不明点等がございましたら、リリースまでお気軽にお問い合わせ下さい。

(株)リリース 記帳の教室事業部 担当：丸山豊正

〒462-0819 名古屋市北区平安2-4-68 井元ビル2F

TEL：052-912-2180 FAX：052-912-2182 携帯番号：090-6480-7933

mail：rilief@shimada.ne.jp 携帯mail：b27c4dfdfd7qtq@softbank.ne.jp

お名前

住所 _____

電話 _____

メール _____

【相談内容】